

○山梨市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱

令和2年8月28日

告示第92号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊等による災害を防止するため、避難路及び通学路沿いの危険性の高いブロック塀等について、除却又は耐震改修工事等を行う者に対して、予算の範囲内において山梨市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、山梨市補助金等交付規則（平成17年山梨市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法令、規則及び国の要綱・関係通知の定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造及び組積造の塀をいう。
- (2) 避難路等 緊急輸送道路（緊急輸送道路から指定避難所までに至る道路で市が指定した経路含む。以下同じ。）及び通学路をいう。
- (3) 危険性の高いブロック塀等 国土交通省住宅局建築指導課長通知（平成30年6月21日付け国住指第1130号）の別紙2〈第1段階：外観に基づく点検〉の結果、不適合が1以上あるものをいう。
- (4) 撤去または耐震改修工事等 次のいずれかに該当するもの。
  - ア ブロック塀を除去する工事
  - イ 上記アの工事に続いて、軽量のフェンスその他の安全を確保できるものとして市長が認めるもの（生け垣を除く。）を設置すること。
  - ウ 「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説（一般財団法人 日本建築防災協会）」に基づく改修工事。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 危険性の高いブロック塀等の所有者であること。ただし、所有者と親子関係にある者等、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

- (2) 市税等を滞納していない者であること。
- (3) 同一の敷地において、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 公共事業の補償を受けていないこと。
- (5) 敷地の状況等に応じて市長が認めたもの。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、避難路等に面した危険性の高いブロック塀等で、高さ（基礎含む地盤面からブロック塀等の上面までの高さをいう。）が1メートル以上のものの除却又は耐震改修工事等を行う事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 補助金の交付の決定前に着手したもの
- (2) その他市長が不適正と認めるもの

(補助金の対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額については、別表に定めるとおりとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、山梨市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 位置図（付近見取図）
- (3) 施工前の写真
- (4) 計画図（改修工事を行う場合、工事の内容が第2条第4号ウに適合していることを示すもの）
- (5) 施工に要する費用の見積書の写し
- (6) 市税等の滞納をしていないことを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、山梨市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付決定通知（様式第3号）により適正な交付を行うために必要な条件を付して、申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者は、次のいずれかに該当する場合は、山梨市ブロック塀等安全確保対策支援事業変更等承認申請書（様式第4号）に第6条各号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を添えて申請し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 施工箇所又は内容を変更しようとするとき。
- (2) 経費の額を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(変更の承認)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは、山梨市ブロック塀等安全確保対策支援事業変更等承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第10条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、山梨市ブロック塀等安全確保対策支援事業完了実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- (1) 請負契約書等の写し
- (2) 事業の完了を確認できる全景写真及び施工中の写真
- (3) 施工業者の請求書及び領収書の写し

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その実績報告書に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額

を確定し、山梨市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金の額の確定通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、山梨市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金支払請求書（様式第8号）により、遅滞なく補助金の交付を市長に請求しなければならない。ただし、補助金の受領について、耐震化業務の契約を締結した施工者等に委任する場合（以下「受領委任払」という。）は、山梨市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金受領委任払請求書（様式第9号）によるものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。この場合において、受領委任払による耐震化業務の契約を締結した施工者等に補助金の交付があったときは、申請者に補助金の交付があったものとみなす。

（指導等）

第13条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するため、当該申請者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められたとき。
- (4) 補助事業を受けて施工された工事において、セットバックに不履行が確認されたとき。
- (5) 補助事業を受けて設置した軽量フェンス等について、概ね10年以内に除去するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく指導に違反したとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補

助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(書類の保管)

第16条 申請者は、この補助事業に関する書類を整理し、補助事業を完了、若しくは廃止した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行し、令和8年3月31日をもってその効力を失う。ただし、その時までこの要綱に基づき交付された補助金については、この限りではない。

附 則 (令和3年3月26日告示第64号)

この告示は、令和3年3月31日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第74号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和 年 月 日告示第 号)

この告示は、令和6年3月31日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助金額
撤去	撤去工事及び処分に要する経費	<p>次に掲げる額のうち、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。ただし、1敷地につき、200,000円を限度とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>(1) 補助対象経費</p> <p>(2) 撤去を行うブロック塀等の延長1メートルにつき、緊急輸送道路の場合は25,000円、通学路の場合は15,000円を乗じて得た額</p>
耐震改修工事等	改修工事に要する経費	<p>次に掲げる額のうち、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。ただし、1敷地につき、200,000円を限度とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>(1) 補助対象経費（ブロック塀等の除却を行い、当該ブロック塀等に替えて軽量なフェンスその他の安全を確保できるものを設置する場合は、それぞれの経費を合算した額とする。）</p> <p>(2) 耐震改修工事等を行うブロック塀等の延長1メートルにつき、緊急輸送道路の場合は25,000円、通学路の場合は15,000円を乗じて得た額</p>

※消費税込